



ドクター・ハザマの

バイタルサイン塾 43

次のフェーズに進んだバイタルサインの法的な関わり

ファルメディコ株式会社
大阪大学大学院医学系研究科生体機能補完医学講座
医師・医学博士 狭間 研至

目から鱗が落ちた「薬剤師法第25条の2」に関する三輪亮壽弁護士の講演

平成26年7月、一般社団法人日本在宅薬学会第7回学術大会で「薬剤師3.0の意義と課題」というシンポジウムを組みました。私が座長を担当し、日本薬剤師会の乾英夫副会長、日本病院薬剤師会の北田光一会長、薬剤師認定制度認証機構の吉田武美代表理事、厚生労働省の中井清人大臣官房企画官とともに、顧問弁護士の三輪亮壽先生にもご登壇いただきました。

どの先生のお話も大変示唆に富んだお話でしたが、三輪先生の「薬剤師法第25条の2」に関するお話は、目から鱗が落ちる思いでした。

薬剤師法第25条の2が、平成25年12月に改正され半年を経て施行された直後でしたが、私が拝聴した限りそのポイントの1つは、薬剤師が情報提供義務のみならず、指導義務を持つことの意義だったのです。

患者が薬局外で過ごす期間も薬剤師は指導義務の責務を負っている

医師法第23条は、医師が診療した患者や保護者に対して、療養の方法を指導しなくてはならないというのですが、この指導義務を果たすべき期間は診察後も継続的に存在すると法的には捉えられており、今までの医療訴訟の中で、この指導義務違反を問われている判例はたくさんあるそうです。

その中で、今回の薬剤師法第25条の2の改正は、調剤を担当した患者について、その情報提供とともに、薬学的知見に基づく指導を行うということは、やはり、医師が診察後もその責務を負うように、薬剤師も調剤後に

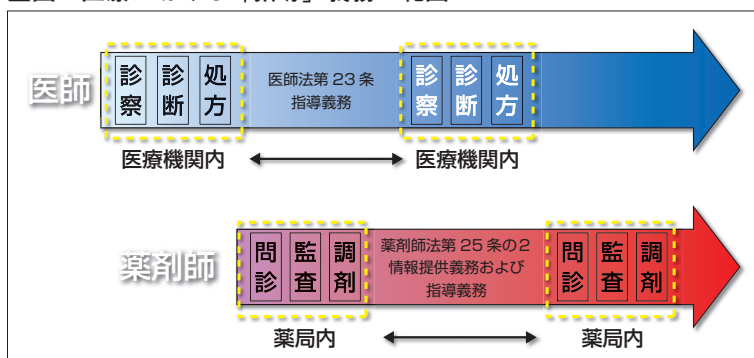
同様の責務を負うことになるというものでした。

薬剤師が聴診器を使うとすれば、例えば、気管支拡張薬が処方された患者さんの処方せんなり処方オーダーを応需したところがスタートになります。そして、問診などでその患者の状態と処方の内容に齟齬がないことを確認して調剤をし、吸入薬の使用法や内服薬の服用方法をわかりやすく説明します。もうおわかりのように、ここで終わるわけではなく、この後も、医師と同様の指導義務は、薬局外において患者が過ごす間も薬剤師は負うわけです(図)。

薬学的知見に基づくというのは、主には薬理学や薬物動態学、製剤学の知識に基づくということになると思いますが、薬剤師が調剤した薬剤が、その患者に適用されたのち、理論的には、どれくらいの時間でその効果は発揮されるのか、また、治療開始後〇日目ごろには、どのような副作用が懸念されるのかを念頭に置きながら、問診や、時には必要に応じたバイタルサイン採取を通じてチェックし、必要な指導を行うというのが、今回の法律改正の示すところではないかと思えます。

薬剤師とバイタルサインの法的な関わりは、明らかに次のフェーズに入ったと言えるのではないのでしょうか。

■図 医療における「指導」義務の範囲



(三輪亮壽氏の講演(2014.7.20)を参考に著者作成)